

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月23日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第4号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警備部の分課) 第7条 略 <u>2 警備課に、災害対策室を置く。</u> 3 略</p> <p>(警備課) 第32条 略 (1) 警察法第71条第1項の緊急事態及び同法第5条第4項第4号に規定する事案に対処するための計画及びその実施に関すること。 (2)～(13) 略 <u>2 災害対策室においては、前項第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる事務のうち災害対策に関するもの並びに同項第10号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(交通管制官) 第45条 略</p> <p>(副参事) 第46条 略</p>	<p>(警備部の分課) 第7条 略 <u>2 略</u></p> <p>(警備課) 第32条 警備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 警察法第71条第1項の緊急事態及び同法第5条第2項第4号に規定する事案に対処するための計画及びその実施に関すること。 (2)～(13) 略</p> <p>(交通管制官) 第45条 略</p> <p><u>(災害対策官)</u> <u>第45条の2 警備部に、災害対策官1人を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u> <u>2 災害対策官は、上司の命を受け、第32条第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる事務のうち災害対策に関するもの並びに同条第9号及び第10号に掲げる事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</u></p> <p>(副参事) 第46条 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。